

みんなの大学校教員倫理綱領

本校教員及び研究員は、本校の社会的使命を自覚し、次に掲げる倫理原則を遵守して職務に当たる。

教員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。

教員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

教員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な取扱いをしてはならない。

教員は、法令及び本法人の諸規程により与えられた職務の遂行に当たっては、当該職権の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

教員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。